

現場説明要項

工事名称

浅木小学校遊具設置工事

(入札・契約)

1. 入札・開札期日 令和6年5月16日(木) 10時00分

2. 入札・開札場所 遠賀町役場 2階 大会議室

3. 質疑応答 **質疑** 令和6年5月13日(月) 10:00 まで
・質疑(社印捺印のこと)をFAXにて(※質疑事項のない業者も)提出してください。

応答 令和6年5月13日(月) 15:00 から
・FAXで回答します。(全社質疑のない場合は回答しません)

受付窓口 遠賀町教育委員会 学校教育課 担当: 高島
TEL: 093-293-1372(直通)
FAX: 093-293-0806

※質疑書原本は、入札日に提出すること。
※質疑書には、貴社のFAX番号を記入のこと。

4. 工事期間 契約締結の日より令和6年8月31日(土)

5. 入札保証金 免除する

6. 契約保証金 請負人は、契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を町に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
 - (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は町が确实と認める金融機関の保証
 - (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

7. 前払金 なし

8. 工事遅延損害金 契約期間内に工事が竣工しない場合は、遅延日数1日につき、請負代金に対し年2.7%の割合で遅延日数に応じて請負金額から控除するものとする。

9. ^{かし}瑕疵担保 工事発注者の竣工検査を終え、工事の全部を引き渡した日から1年間、請負人は町に対して工事目的物の瑕疵補修又は、その補修に代え、若しくはその補修とともに損害賠償の義務を負うものとする。但し、前記の瑕疵が請負人の故意又は重大な過失により生じた場合には、前記の期間は10年間とする。

10. 入札参加資格者 入札に参加する者は、地方自治法施行令第167条の4の資格条件を満たす者とする。

(施工)

1. 提出書類 請負業者は、工事監理に必要な書類を速やかに提出すること。

2. 施工計画
- ① 工事前に全ての計画書、配置図等を作成し、発注者及び監督員の承諾を得ること。
 - ② 設計図書、共通仕様書、工事打合せ簿、材料搬入簿等は常備すること。

3. 下請人及び資材等 各資材、器材メーカー、下請事業者等は工事着手前にリストを作成し、発注者に提出し承諾を得ること。 ※下請業者への一括下請は禁止する。

4. 軽微な変更 施工上の納まり、その他により設計内容を変更する場合は監督員と協議を行い、軽微なものについては工事費の増減は行わない。
5. 仮囲い及び工事進入路 係員との協議により、工事進入路の安全対策を考慮し、位置範囲を決定すること。
6. 現場代理人・監理技術者 施工業者は本工事を代理して取り締まる現場代理人及び技術上の監理をする監理技術者(建設業法及び建築士法に基づく資格者)を指定し、常駐させること。なお、現場代理人と監理技術者は兼ねることができる。
7. その他注意事項
- ① 工事中に工事範囲外の箇所に損傷を与えたときは、必ず原形まで復旧すること。
 - ② 工事場所近隣に対する交渉等は請負者の責任において行い、また、本工事に起因する苦情補償等が発生した場合は請け負業者の責任と負担のもとに誠意解決すること。
 - ③ 児童・生徒及び利用者等に対する安全対策並びに学校行事等について工事工程を十分に配慮すること。
 - ④ 工事施工に際して、安全対策、騒音、公害等には十分注意を払い、仮囲い等にて工事部分を区画し、学校授業の支障にならないよう配慮すること。また、工事進入路等を考慮した仮設計画図及び工程表作成の上、監督員と打ち合わせ承諾を得て、工事に着手すること。
 - ⑤ 運搬車輛については危険防止に最善の努力を行い、道路等を汚した場合は清掃し、道路上に作業車等を駐車しないこと。
 - ⑥ 産業廃棄物処理に際しては、マニフェストを提出すること。また、廃棄物を処理場で確認の上、写真撮影すること。
 - ⑦ 建設業退職金共済組合掛金収納書を提出すること。
 - ⑧ 請負者は、工事の目的物及び工事材料を火災保険に付するものとする。但し、火災の恐れのないものはこの限りではない。
 - ⑨ 町発注工事からの暴力団関係事業者の排除をより徹底するため、10,000千円以上の町発注工事について、工事請負契約約款に規定する暴力団関係事業者の排除に係る条項等について、認識したうえで、了解したことを誓約する旨の「誓約書」を提出すること。
 - ⑩ 音の出る工事については授業に支障が生じないように授業終了後や休校日等に工事を行い、平時の授業に支障がないよう配慮すること。(協議により認められたものについては施工可能とする)
 - ⑪ 安全対策、騒音等については十分注意を払い、近隣住民の迷惑にならないよう配慮すること。
 - ⑫ 工事写真は着手前・施工状況・完成状況・使用材料・安全管理・試験及び品質管理等を撮影して提出すること。
 - ⑬ 地場事業者の活用の検討をお願いします。
 - ⑭ その他質疑のある場合は、係員と協議の上その指示に従うこと。
 - ⑮ 追加工事が発生した場合は、係員と協議の上その指示に従うこと。